

平成29年度 政務活動費の活用状況をお知らせします

なぜ政務活動費が必要なの？

地方分権の推進によって地方議会の役割はますます重要となり、議員一人ひとりの資質や能力の向上は不可欠です。

政務活動費は、議員が独自に調査研究などの活動を行い、その成果を市政発展につなげるために必要なものです。透明性の確保を常に念頭に置きながら、議員活動の充実を図るために活用されています。

どんな使い方をしているの？

平成29年度中で特に支出が多かった費目のうち、代表的な使い方は次のとおりです。

調査研究費、要請・陳情活動費

先進地視察や事例研究、陳情活動にかかる交通費・宿泊費などに使われています。

○主な視察・要請事例

- 香川県丸亀市 重要伝統的建造物群保存地区の修復保存の取り組みについて
- 広島県東広島市 原村演習場における米海兵隊後方支援部隊の訓練状況視察
- 京都府京丹後市 NPO法人による「ささえ合い交通」の事業実態調査
- 愛知県瀬戸市 スマートフォン用アプリ「せとまちナビ」の開発と運用について
- 埼玉県所沢市 ふるさと納税の取り組みについて
- 東京都千代田区 廃校舎のリノベーション事業について(アーツ千代田3331)
- 東京都文京区 トヨタ自動車(株)所有の土地について活用を要望
- 新潟県糸魚川市 滞納整理の見える化について

広報費

各会派・議員による議会報告のための広報紙の印刷にかかる費用などに使われています。



使われ方を詳しく知り、理解するには？

各議員の政務活動費収支報告書は、津山市議会のホームページで公開しています。

また、議会事務局で手続きをしていただくことにより、政務活動費に関する領収書、出張報告書などをご覧いただくこともできます。



政務活動費って何？

政務活動費は、調査研究などの活動に必要な経費の一部として議員に交付されるものです。津山市議会の政務活動費は、議員一人当たり月額58,000円(年額696,000円)が交付され、残余额は返還しています。また、政務活動費の支出合計額が交付年額を超える場合、超えた金額は議員の自己負担となります。

なお、津山市議会では、使用した内容の明確化と透明性を高めるために、収支報告書に領収書等の証拠書類を添えて議長に提出することを義務づけています。

政務活動費はどれだけ使われているの？

平成29年度中に政務活動費として議員が支出した金額は総額で1,497万6,204円(議員1人平均 約534,864円)です。各費目での内訳は下の表をご覧ください。

費目別支出一覧表

費目	支出額(円)※	説明
調査研究費 要請・陳情活動費	4,925,666	議員が行う市の事務・地方行財政等に関する調査研究、要請・陳情活動などを行うために必要な経費
研修費・会議費	589,550	議員・団体等が研修会・意見交換会等の各種会議に参加または開催するために必要な経費
広報費	6,388,497	議員の調査研究活動、議会活動及び市の施策を市民に広報するために必要な経費
広聴費	0	議員が市民からの要望や意見を収集するために必要な経費
資料作成費	445,185	各種資料の作成に必要な経費
資料購入費	1,837,472	各種資料の購入に必要な経費
人件費	0	議員の調査研究活動を補助する職員の雇用に必要な経費
事務所費	789,834	議員が行う活動に必要な事務所の設置・管理に必要な経費
合計	14,976,204	

※政務活動費年間限度額(696,000円)を支出した議員の費目内訳の計算は、各費目の支出割合に応じて按分しています。

